**新「教育長」の職務及びその職務代理者**

新「教育長」の職務

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、これまでの**教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新「教育長」**が設置される。

【委員長（非常勤）】　　　　　　　【教育長（常勤）】

●教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる

（委員会のすべての事務の具体的な執行に当たる）

●事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督

（実際の事務執行に当たり、事務を取りまとめ、事務局職員を指揮監督）

○教育委員会会議の主宰

（議長として会議を運営）

○教育委員会を代表

（委員長名で委員会の法律行為をなし得る）

【新「教育長」（常勤）】

◆教育委員会会議の会務を総理

　　○教育委員会会議の主宰

　　●教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる

　　●事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督

◆教育委員会を代表

新「教育長」の職務代理者

・新「教育長」は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、**その代理は**教育委員会事務局職員の中からではなく、**委員の中から選任**することとなっている。

　・**委員は非常勤**であり、**具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難**である場合には、その職務を**教育委員会事務局職員に委任**することが可能である。

新「教育長」の職務代理者である教育委員（非常勤）が事務執行を行うことが困難である以下の事務については、規則において、**教育次長に委任することを規定しておく。**

　●教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる

　●事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督

※従前の委員長（非常勤）の職務である、教育委員会会議の主宰、教育委員会を代表、については、職務代理者である教育委員が行う。